# 木城町告示第1号

平成31年第1回木城町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成31年2月22日

木城町長 半渡 英俊

1 期 日 平成31年3月1日(金)午前9時

2 場 所 木城町議会議場

○開会日に応招した議員

眞鍋 博君 神田 直人君

中武 良雄君 後藤 和実君

渕上 三月君 原 博君

山田 秋吉君 内田 重則君

黒木 泰三君

○3月4日に応招した議員

同上

○3月12日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

堀田 廣幸君

#### 平成31年 第1回(定例)木 城 町 議 会 会 議 録(第1日)

平成31年3月1日(金曜日)

#### 議事日程(第1号)

平成31年3月1日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
  - 1) 議長の諸般の報告
    - ①議長の会務報告
    - ②例月現金出納検査結果の報告
    - ③補助団体等の監査結果の報告
    - ④議員派遣の報告
  - 2) 町長の行政報告
    - ①町長の政務報告
- 日程第4 町長の施政方針説明
- 日程第5 議案第1号 平成30年度木城町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第6 議案第2号 平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第7 議案第3号 平成30年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)
- 日程第8 議案第4号 平成30年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第6号)
- 日程第9 議案第5号 平成30年度木城町介護保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第10 議案第6号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第11 議案第7号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第12 議案第8号 木城町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制 定について
- 日程第13 議案第9号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制 定について
- 日程第15 議案第11号 木城町簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水 道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に ついて

日程第16 議案第12号 木城町消防団員に係る消防功労金の支給に関する条例の一部を改正す る条例の制定について 日程第17 議案第13号 木城町愛の牛乳給食支給条例を廃止する条例の制定について 日程第18 議案第14号 平成31年度木城町一般会計予算 日程第19 議案第15号 平成31年度木城町国民健康保険事業特別会計予算 日程第20 議案第16号 平成31年度木城町簡易水道事業特別会計予算 日程第21 議案第17号 平成31年度木城町下水道事業特別会計予算 日程第22 議案第18号 平成31年度木城町介護保険特別会計予算 日程第23 議案第19号 平成31年度木城町後期高齢者医療特別会計予算 日程第24 議案第20号 木城町石河内活性化センターの指定管理者の指定について 日程第25 議案第21号 石河内テニスコートの指定管理者の指定について 日程第26 議案第22号 木城町中八重緑地公園の指定管理者の指定について 日程第27 議案第23号 木城町ピノッQ館の指定管理者の指定について 日程第28 議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて 日程第29 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について 日程第30 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任 日程第31 委員会付託の省略 日程第32 議案に対する質疑 日程第33 各常任委員会·特別委員会議案審查付託

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

日程第34 散会

- 1) 議長の諸般の報告
  - ①議長の会務報告
  - ②例月現金出納検査結果の報告
  - ③補助団体等の監査結果の報告
  - ④議員派遣の報告
- 2) 町長の行政報告

# ①町長の政務報告

日程第4	町長の施政力	5針説明
日程第5	議案第1号	平成30年度木城町一般会計補正予算(第8号)
日程第6	議案第2号	平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
日程第7	議案第3号	平成30年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)
日程第8	議案第4号	平成30年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第6号)
日程第9	議案第5号	平成30年度木城町介護保険特別会計補正予算(第5号)
日程第10	議案第6号	和解及び損害賠償の額を定めることについて
日程第11	議案第7号	和解及び損害賠償の額を定めることについて
日程第12	議案第8号	木城町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制
		定について
日程第13	議案第9号	道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第10号	木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制
		定について
日程第15	議案第11号	木城町簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水
		道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に
		ついて
口和笠10	======================================	木城町消防団員に係る消防功労金の支給に関する条例の一部を改正す
日程第16	議案第12号	小城門相関凹負に体る相関切力並の大和に関する未例の一部を以上す
口性另10	議案第12号	る条例の制定について
日程第17	議案第12号	
		る条例の制定について
日程第17 日程第18	議案第13号 議案第14号	る条例の制定について 木城町愛の牛乳給食支給条例を廃止する条例の制定について
日程第17 日程第18	議案第13号 議案第14号	る条例の制定について 木城町愛の牛乳給食支給条例を廃止する条例の制定について 平成31年度木城町一般会計予算
日程第17 日程第18 日程第19	議案第13号 議案第14号 議案第15号	る条例の制定について 木城町愛の牛乳給食支給条例を廃止する条例の制定について 平成31年度木城町一般会計予算 平成31年度木城町国民健康保険事業特別会計予算
日程第17 日程第18 日程第19 日程第20	議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号	る条例の制定について 木城町愛の牛乳給食支給条例を廃止する条例の制定について 平成31年度木城町一般会計予算 平成31年度木城町国民健康保険事業特別会計予算 平成31年度木城町簡易水道事業特別会計予算
日程第17 日程第18 日程第19 日程第20 日程第21	議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号	る条例の制定について 木城町愛の牛乳給食支給条例を廃止する条例の制定について 平成31年度木城町一般会計予算 平成31年度木城町国民健康保険事業特別会計予算 平成31年度木城町簡易水道事業特別会計予算 平成31年度木城町下水道事業特別会計予算
日程第17 日程第18 日程第19 日程第20 日程第21 日程第22	議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第18号	る条例の制定について 木城町愛の牛乳給食支給条例を廃止する条例の制定について 平成31年度木城町一般会計予算 平成31年度木城町国民健康保険事業特別会計予算 平成31年度木城町簡易水道事業特別会計予算 平成31年度木城町下水道事業特別会計予算 平成31年度木城町下水道事業特別会計予算
日程第17 日程第18 日程第19 日程第20 日程第21 日程第22 日程第23	議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第18号	る条例の制定について 木城町愛の牛乳給食支給条例を廃止する条例の制定について 平成31年度木城町一般会計予算 平成31年度木城町国民健康保険事業特別会計予算 平成31年度木城町簡易水道事業特別会計予算 平成31年度木城町下水道事業特別会計予算 平成31年度木城町下水道事業特別会計予算 平成31年度木城町介護保険特別会計予算 平成31年度木城町後期高齢者医療特別会計予算
日程第17 日程第18 日程第19 日程第20 日程第21 日程第22 日程第23 日程第24	議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第20号	る条例の制定について 木城町愛の牛乳給食支給条例を廃止する条例の制定について 平成31年度木城町一般会計予算 平成31年度木城町国民健康保険事業特別会計予算 平成31年度木城町簡易水道事業特別会計予算 平成31年度木城町下水道事業特別会計予算 平成31年度木城町下水道事業特別会計予算 平成31年度木城町介護保険特別会計予算 平成31年度木城町後期高齢者医療特別会計予算 木城町石河内活性化センターの指定管理者の指定について
日程第17 日程第18 日程第19 日程第20 日程第21 日程第21 日程第22 日程第23 日程第24 日程第25	議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第18号 議案第19号 議案第20号 議案第21号	る条例の制定について 木城町愛の牛乳給食支給条例を廃止する条例の制定について 平成31年度木城町一般会計予算 平成31年度木城町国民健康保険事業特別会計予算 平成31年度木城町簡易水道事業特別会計予算 平成31年度木城町下水道事業特別会計予算 平成31年度木城町下水道事業特別会計予算 平成31年度木城町介護保険特別会計予算 平成31年度木城町後期高齢者医療特別会計予算 本城町石河内活性化センターの指定管理者の指定について 石河内テニスコートの指定管理者の指定について
日程第17 日程第18 日程第19 日程第20 日程第21 日程第21 日程第25 日程第24 日程第25	議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第18号 議案第20号 議案第20号 議案第21号	る条例の制定について 木城町愛の牛乳給食支給条例を廃止する条例の制定について 平成31年度木城町一般会計予算 平成31年度木城町国民健康保険事業特別会計予算 平成31年度木城町簡易水道事業特別会計予算 平成31年度木城町下水道事業特別会計予算 平成31年度木城町介護保険特別会計予算 平成31年度木城町後期高齢者医療特別会計予算 不成31年度木城町後期高齢者医療特別会計予算 木城町石河内活性化センターの指定管理者の指定について 石河内テニスコートの指定管理者の指定について 木城町中八重緑地公園の指定管理者の指定について

ついて

日程第29 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第30 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

日程第31 委員会付託の省略

日程第32 議案に対する質疑

日程第33 各常任委員会·特別委員会議案審查付託

日程第34 散会

### 出席議員(9名)

1番 眞鍋 博君 2番 神田 直人君

3番 中武 良雄君 5番 後藤 和実君

7番 渕上 三月君 8番 原 博君

9番 山田 秋吉君 10番 内田 重則君

11番 黒木 泰三君

### 欠席議員(1名)

6番 堀田 廣幸君

#### 欠 員(なし)

#### 事務局出席職員職氏名

事務局長 河野 浩俊君 議事調査係長 廣瀬 孝一君

書 記 橋本 正枝君

# 説明のため出席した者の職氏名

環境整備課長 …… 押川 道彦君 教育課長 … 西田 誠司君

福祉保健課長 …… 小野 浩司君 町民課長 … 萩原 一也君

産業振興課長 …… 渕上 達也君 代表監査委員 … 桑原 正憲君

### 午前9時00分開会

○事務局長(河野 浩俊君) 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、 電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長(黒木 泰三) おはようございます。定刻になりました。ご報告します。6番、堀田廣幸 君から病気療養のため欠席の届け出がありました。ただいまの出席議員は9名です。

ただいまから、平成31年第1回木城町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

平成31年第1回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、2月25日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(黒木 泰三) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、山田秋吉君、10番、内田重則 君を指名いたします。

# 日程第2. 会期の決定

○議長(黒木 泰三) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月12日までの12日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月12日 までの12日間に決定いたしました。

### 日程第3. 諸報告

〇議長(黒木 泰三) 日程第3、諸報告を行います。

これより、議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、補助団体等の監査結果の報告、議員派遣の報告を行います。

まず、議長の会務報告を行います。

別紙議長の会務報告により、主なものを報告いたします。

12月7日、第6回木城町議会定例会が13日まで行われまして、14件の議案が審議され、可決をされております。

それから、12月25日に東児湯消防組合議会定例会に出席をしております。

それから、1月1日でありますが、平成31年木城町成人式が行われまして、37名の方が出席をされておられます。

それから、4日に平成31年木城町仕事始め式、それから、5日に平成31年木城町消防始式 ということで、31年が始動してきたなと思ったところであります。

それから、6日に平成31年高鍋町消防始式に出席をさせていただきました。

それから、1月14日、第9回宮崎県市町村対抗駅伝競走大会に応援に行ってきました。 2チームが出場いたしました。

それから、27日に第47回木城町新春ジョギング大会が行われました。

そして、28日から29日にかけまして、町長に同行しまして、九州地方整備局等要望活動に 行ってまいりました。これは、国土交通省、九州防衛局、九州電力、それから農政局、東亜建設 技術株式会社等に訪問に行ってきました。

それから、30日、宮崎県町村議会議長会時局講演会が行われました。講師の小松成美氏が、「逃げないプロの生き方」という演題でプロ選手の生き方を10人ぐらい取り上げられまして、いろんな話をされました。

それから、2月8日が、児湯郡(市)町村議会議長会定例会が西都市で行われております。県 議会との意見交換会も行いました。

それから、15日は、西都児湯林活議員連盟連絡会議総会が高鍋町で行われております。林業の大切さを学んだところであります。

それから、19日、第1回東児湯消防組合議会定例会が行われました。これは、新年度予算は 10.87%の引き上げで10億7, 400万円であります。

それから、同じ日に、第1回西都児湯環境整備事務組合議会定例会が行われております。新年度予算は、マイナス1億4,300万円で、12億8,400万円であります。

それから、同じ日に第1回一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会定例会が行われております。

それから、2月20日、宮崎県町村議会議長会第70回定期総会が行われました。この席で、 全国議長会から27年在職ということで内田重則議員が表彰をされまして、その伝達式をいたしました。

それから、県議長会から20年在職ということで、山田秋吉議員が表彰されまして、この間そ

れを伝達いたしております。

以上が、私の出席いたしました行事報告でありますが、そのほかといたしまして、月初めに全 員協議会を行っております。

それから、議会広報編集特別委員会が4回行われております。

以上で、議長の会務報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果の報告、補助団体等の監査結果の報告については、別紙がお手元に配付してありますので、それにより報告にかえます。

次に、議員派遣の報告を行います。会議規則第127条第1項の規定により、議員派遣された件は、別紙、議員派遣の報告のとおりであります。

報告書1番、宮崎県町村議会議長会主催時局講演会の件については、先ほどの議長の会務報告の中で報告いたしましたので省略いたします。

以上で、議員派遣の報告が終わりました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。町長の政務報告について、町長の報告を求めます。町長。

〇町長(半渡 英俊君) 本日、平成31年第1回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、 議員の皆様には、年度末を迎え諸事ご多用の中にご参会を賜り、厚くお礼を申し上げます。

日ごろから議員の皆様には、町政の運営にご理解とご協力、ご支援をいただいておりますこと を、お礼申し上げます。

本定例会におきましては、補正予算案 5 件、和解及び損害賠償額を定めること 2 件、条例案 7 件、当初予算案 6 件、指定管理者の指定 4 件、諮問 1 件、合わせまして 2 5 の付議事件のご審議をお願い申し上げます。

付議事件の内容につきましては、提案理由のところで、ご説明させていただきたいと存じます。 よろしくご審議くださいまして、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

政務報告の前に、3点報告をさせていただきます。

まず、第1点目は、農林水産省及び株式会社農文協プロダクション主催によります、平成30年度鳥獣対策優良活動表彰式が2月27日、農林水産省本館講堂で行われ、本町の鳥獣害アドバイサー横田洋治氏が表彰を受け、取り組み活動の事例発表も行っていただきました。鳥獣害に悩まされています山間地域での取り組みが評価されたものと思っております。

2点目は、田神の池部恵子さんが、宮崎県四半的弓道連盟の平成30年度女性チャンピオンに 輝かれておられます。宮崎県四半的弓道連盟の認定大会の成績が年間を通して1番ということで の栄誉であり、木城町からは初のチャンピオン誕生であります。

3点目は、故長友和吉様が預託されました文化財問題の件であります。このことにつきまして

は、定例会ごとに、政務報告の中で報告をさせていただいておりまして、12月議会定例会以降 の経過等であります。

たかなべ法律事務所の高橋康郎弁護士を木城町の交渉代理人として、12名の相続人に対して、 謝罪と賠償金をお示しした上で、個別に和解解決を図ってきております。これまで、7名の方々 に賠償金を支払い、和解契約を締結しております。今議会には、2名の相続人に対する和解及び 損害賠償の額を定める議案を上程させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。 なお、残りの5名につきましては、引き続き、個別に和解交渉を継続して、解決を図ってまいり ます。ただ、文化財問題は私の任期中に解決したいという事を申し上げてきておりますので、い ろんな角度からの解決策を考える時期にきているものと考えております。

それでは、町長の政務報告をさせていただきます。昨年の12月議会定例会以降の政務について、主な事項のみ、お手元の政務報告により、報告をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

初めに、12月16日でございます。九州保健福祉大学との連携事業の一環で、石河内で健康福祉祭りをしていただきました。企画から運営、進行まで学生の発案による健康福祉祭りであり、石河内地区を初め町内の高齢者と、のゆり保育園の児童との交流の催しもあり、有意義な連携事業の発表の場でありました。何事にも関心を持ち、自分の事として捉えることが肝要であると思っています。

次に、19日でございます。木城町消防団の年末年始特別警戒出発式に臨みました。警戒期間は、19日から明けて11日まで行っていただきました。消防団のおかげで、大きな火災及び事故等もなく、年末年始の安心・安全が担保されていることに感謝です。

次に、22日でございますが、第5回児湯郡プレ大会兼第61回児湯郡町村対抗駅伝大会がルピナスパークで開催されました。木城町から2チーム参加し、9チーム中4位と8位という成績でありました。区間賞は中学生区間で平元君と牧草君が区間賞を獲得しております。

28日でございます。2018年、平成最後の仕事納め式を午後4時から行いました。この 1年間の事務事業に対する職員の支え、関わり、誠意と努力で、町政全般にわたって、堅実な成 果を収めたことに感謝を申し上げました。

次に、1月1日でございます。黒木議長初め議員各位にもご参列いただき、2019年、平成 最後の木城町成人式をリバリスホールでとり行いました。74名の成人者のうち34名が出席を し、一人一人に成人証書を授与いたしました。私からは、成人式を迎えてのあ・い・う・え・お の祝辞を述べ、夢の実現と活躍を期待するためのエールを送りました。

次に、4日でございます。黒木議長、鎌田農業委員会会長にご臨席を賜り、平成31年木城町 仕事始め式をとり行いました。職員には、己亥にちなみ、平常心で、時には猪突猛進で、スピー ド感と変化に敏感になるよう、一致団結、協力して、木城町の発展と町民の福利向上に取り組んでいくよう訓示をいたしました。

次に、5日でございますか、例年にない穏やかな天候のもと、木城町消防団消防始式を開催いたしました。団員には、日ごろから、町民の安心と安全をお守りいただいていることに感謝を申し上げたところです。点検においては、各部ともよく整備訓練されており、大変心強く感じたところでした。

次に、7日です。黒木議長にもご同行いただき、県庁、国交省宮崎河川国道事務所、西都児湯森林管理署、九州電力宮崎支社初め関係機関に年始挨拶を兼ねて、木城町の町づくりにご支援とご理解をいただくために表敬訪問いたしました。木城町をよりよくするために、元気にするために、今後も、議会と執行部、一致団結、協力して、要望・陳情活動などを積極的に行っていきたいと考えております。

# 2ページをご覧ください。

次に、9日でございます。宮崎河川国道事務所の神山所長が来庁されました。年始挨拶と平成 31年度国土交通省、公共事業関係予算、とりわけ防災、減災、老朽化対策の推進予算について の情報提供がありました。

次に11日でございますが、米の生産調整関連事業を実施及び推進をしていくための協議会であります、木城町農業再生協議会を開催しました。ご承知のように、昭和46年に始まりました米の減反政策がなくなり、平成30年産米から、作付の目安をお示しし、農家自らが主体的に生産を行っていくという仕組みとなりました。今後も、生産農家には、水田フル活用政策を推進してまいりたいと思います。

次に、12日でございます。平成12年4月に開館いたしました温泉館湯ららが250万人の 入館者、入浴者を迎えました。牛田理事長を初めとする木城ふるさと振興協会の運営努力、経営 努力のたまものであり、特に、ユニークなイベントやお客様第一のファンサービスを行いながら、 湯ららの存在感を町内外に広く発信されていることに、感謝と敬意を表したいと思います。

次に、14日でございます。第9回宮崎県市町村対抗駅伝競走大会が開催をされました。体調不良やけがなどにより、例年になく選手編成に苦慮されたとお聞きいたしましたが、今年も、永澤監督、幸津コーチ、選手の皆さんが思いを一つにしてタスキをつなぎ、昨年に引き続き、2チーム出場いたしました。町村の部で出場参加24チーム中、木城町Aは2時間24分07秒で17位、木城町Bは2時間41分49秒で24位でした。

次に、15日から18日まで、平成31年度当初予算の査定を行いました。4月の統一地方選挙を控えておりますので、骨格予算としての査定を行ったところです。当初予算は、今議会に上程をさせていただいております。

18日から20日まで、神門御神幸祭が比木神社及び神門神社で行われました。平成28年 1月に1市3町での百済王伝説を生かしたまちづくりに取り組む連携協定を結んでいますので、 今回は、迎え火の初日と特殊祭事か行われました2日目も参加いたしました。私達も含めて、も う少し、町民一人一人が関わる、盛り立てる、参加することが肝要ではないかと思いました。

次に、22日でございます。児湯畜連の新春初子牛せり市が行なわれ、競り頭数885頭のうち、木城町からは87頭が出頭いたしました。去勢では、全体平均86万8,000円に対し、木城町は78万5,000円。雌牛では、全体平均78万円に対して、木城町は77万3,000円という結果でありました。いま一度、飼養管理をしっかりすることと、母牛の更新が急がれます。ちなみに、去勢の最高額は148万円、雌牛の最高額は175万8,000円でした。

次に、27日でございます。47回目を迎えました木城町新春ジョギング大会が、町内外より355名の参加者を得て開催されました。遠来賞は鹿児島県薩摩川内市からの方、それから大分県大分市の方、最高齢者は71歳の新富町の方でありました。健康寿命を延ばすためにも、ジョギングやウォーキングなど、身近に体を動かす習慣を身につけたいものだと思ったところであります。

次に、28日から29日にかけて、黒木議長とともに、福岡市の九州地方整備局、九州防衛局、 九州電力本店、熊本市の九州農政局を表敬訪問し、年始挨拶とインフラ整備等の要望を行いまし た。また、東亜建設技術株式会社を訪問し、企業版ふるさと納税のお礼を申し上げ、感謝状を贈 呈いたしました。

次に、31日でございますが、官民共同事業による暮らしの便利帳発刊に向けて、株式会社サイネックスと共同発行協定書の調印式を行いました。町民の暮らしに大切な情報を発信する情報 誌になるものと確信をいたしております。

次に、2月1日でございますが、消防団長の任命式を行いました。部長会からの推薦もあり、 引き続き、現団長であります矢野哲也氏に消防団長を任命いたしました。任期は、2月1日から 来年3月31日までです。

次に、5日でございますが、企業立地奨励審議会を開催し、株式会社宮崎農産に係る既存工場等関連設備整備補助金の奨励指定についての諮問を行いました。なお、審議会の会長には、商工会長の長友道泰様にご就任していただきました。奨励措置については、総事業費の2分の1の600万円を助成していただきたいという答申を受け、今議会に補正予算を計上いたしております。

3ページをごらんください。

次に、7日でございますが、宮崎県道路整備講習会が宮崎観光ホテルで開催され、環境整備課

長とともに出席をいたしました。国土交通省九州地方整備局の前沸和秀道路部長から「道路を取り巻く最近の話題について」という演題でご講演いただきました。特に、防災、減災、国土強靭化のための3カ年緊急対策を重点的に実施していくことを強調されました。その上で、整備計画のお願いから完成後も、官民一体となって、気を抜くことなく安定的、継続的な道路予算のより効果的な要望活動をすることが肝要でありますよという助言をいただいたところであります。

次に、8日でございますが、国交省宮崎河川国道事務所の田中総括地域防災調整官が来庁され、 平成30年度第2次補正予算で可決されました小丸川の河川事業費についての情報提供を受けま した。高城橋右岸側の河道掘削事業費に7,000万円、仁君谷地区及び竹鳩橋地区の河道掘削 及び樹木伐採等に1億3,800万円の予算づけがなされたというものでありました。今後も、 小丸川期成同盟会での要望・陳情活動を行ってまいります。

次に、9日でございますが、西都市地域づくり講演会に参加し、吉本興行株式会社常務取締役の泉正隆様と名刺交換させていただき、リバリスホールのフル活用と吉本の笑い文化によるまちづくりについて意見交換させていただき、ご協力をお願いしたところであります。

次に、16日でございますが、トヨタカローラ宮崎株式会社がスポンサーとなって、町外から6チームの小学生のサッカークラブチームが参加しての、第3回フットリンクスカップが中八重緑地公園で開催されました。サッカーを通じての試合や、ふれあい交流、宿泊体験交流など、多彩な催しがありました。関係者から「中八重緑地公園を初めとする周辺の風景がスポーツを行うには最適の場所ですね」という元気の出る言葉をいただいたところであります。

次に、21日でございます。宮崎県地域振興対策協議会定期総会及び宮崎県町村会定期総会が開催され、それそれ、事業報告と歳入歳出決算を認定したところであります。なお、空席となっております宮崎県町村会の副会長については、6月の臨時総会で決定するということになりました。また、町村長海外行政調査を5年ぶりに10月上旬に実施することになりました。調査先は、ブータン王国とタイ王国で、幸福の実現を目指した施策展開と本県農産物等の輸出促進や観光客の誘客等について調査を行うものであります。

次に24日でございますが、鹿児島県を含む県内外から33チームが参加して、宮崎県四半的 弓道連盟認定の木城大会が、町体育館で開催され、黒木議長、中竹教育長とともに参加し、激励 と歓迎の挨拶をいたしました。年齢に関係なくできるスポーツで、最近は病院などでのリハビリ にも活用されているとのことでした。一方で、会員数の減少と大会参加の足の確保等に苦慮され ているとの意見をお聞きいたしました。今後、高齢者など社会的弱者の移動手段や足の確保には、 何らかの支援や支えを検討すべきだと思っているところであります。

次に、25日でございますが、第2回目の木城町国民健康保険運営協議会を開催し、平成 30年度の国民健康保険医療費の状況等を報告し、平成31年度の事業計画及び予算(案)につ いて説明をし、承認をいただきました。相互扶助の精神にのっとり、宮崎県国保団体連合会との 連携を密にし、保険財政の安定化や保険税の平準化を図ってまいります。

次に、26日から27日まで上京をいたしました。全国小さくても輝く自治体フォーラムの九州工リア代表の理事を今年度から引き受けています。10月開催予定の群馬県南牧村フォーラムの開催案や総会の議事等について協議をいたしました。また、総務省自治体戦略2040構想研究会の第2次報告の検討と勉強会を行ったところであります。なお、このフォーラムの会には、宮崎県からは、県町村会を初め8町村が加盟をしております。

27日には、農林水産省において、平成30年度鳥獣害対策優良活動表彰式が行われ、木城町の鳥獣害アドハイサーの横田洋治氏が、被害防止部門個人の部で農林振興局長表彰を受け、事例発表もされました。鳥獣害対策の3原則、捕獲・防御・環境整備を再認識したとともにジビエの利活用についても参考になったところであります。今後、もっと駄留モデルを町内一円に広げていきたいと考えております。

以上で、政務報告を終わらせていただきます。

**〇議長(黒木 泰三)** 町長の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

# 日程第4. 町長の施政方針説明

○議長(黒木 泰三) 日程第4、町長の施政方針説明を行います。

これより、町長の施政方針説明を求めます。町長。

〇町長(半渡 英俊君) 平成31年第1回木城町議会定例会に当たり、平成31年度の町政運営 に関する施政方針を申し上げ、町民の皆様を初め、議員各位のご賛同とご理解、ご協力を賜りた いと存じます。

我が国、経済の先行きについては、雇用、所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、 緩やかな回復が続くことが期待されます。一方で、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、 中国経済の先行きなど海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がありま す。

国の財政については、国、地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおもさらなる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にあります。

地方においても、引き続き、国、地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、 また、政府における経済財政諮問会議等での議論も注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、質の高い公共サービスを効率的、効果的に提供 することが求められています。

本町におきましては、これまで第5次木城町総合計画のもと、産業振興、子育て支援、健康、 福祉の充実、生活基盤の整備など、「みんなで創る明日に向けて翔くまち木城」を基本理念に、 まちづくりを進めてきました。固定資産税の減少により町税の減少が見込まれる中、将来を通し 健全な財政運営を行うため、自主財源の確保や歳出の精査による財政健全化、事務事業の改善等 の行財政改革に、引き続き、努めなければなりません。

平成31年度予算は、ご承知のように、本年4月統一地方選挙が行われるため、経常的経費を 中心とした骨格予算で編成したところであります。

このことを踏まえ、新年度予算は、一般会計38億8,200万円、国民健康保険事業特別会計7億2,000万円、簡易水道事業特別会計1億5,900万円、下水道事業特別会計1億9,300万円、介護保険特別会計7億3,700万円、後期高齢者医療特別会計7,300万円、総額57億6,400万円であります。なお、一般会計予算の概要につきましては、別添資料平成31年度一般会計予算概要のとおりであります。

これからも、町民本位の福祉向上と地域の振興、教育の充実、農林業活性化を図り、今後さらに、地方創生の推進や防災、減災対策、社会保障関係費の増加等に対処するため、町民の皆様のご理解とご協力が必要不可欠であり、未来を開くまちづくりに取り組んでいくため、積極的に町政への提言等を行っていただきたいと思います。

議員各位におかれましては、なお一層のご指導とご協力を賜りますよう、お願い申し上げ、施 政方針といたします。

○議長(黒木 泰三) これで、町長の施政方針説明を終わります。

日程第5. 議案第1号

日程第6. 議案第2号

日程第7. 議案第3号

日程第8. 議案第4号

日程第9. 議案第5号

日程第10. 議案第6号

日程第11 議案第7号

日程第12. 議案第8号

日程第13. 議案第9号

日程第14. 議案第10号

日程第15. 議案第11号

日程第16. 議案第12号

日程第17. 議案第13号

日程第18. 議案第14号

日程第19. 議案第15号

日程第20. 議案第16号

日程第21. 議案第17号

日程第22. 議案第18号

日程第23. 議案第19号

日程第24. 議案第20号

日程第25. 議案第21号

日程第26. 議案第22号

日程第27. 議案第23号

日程第28. 議案第24号

日程第29. 諮問第1号

○議長(黒木 泰三) 次に、議案上程を行います。

提出されました、日程第5、議案第1号から日程第29、諮問第1号に至る議案については、 朗読は諸略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

**〇町長(半渡 英俊君)** 提案理由を申し上げます。

ただいま上程をいただきました議案第1号から議案第24号に至る24議案及び諮問第1号に つきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号。議案第1号は、平成30年度木城町一般会計補正予算(第8号)であります。

補正予算第8号は、予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億4,985万2,000円を減額し、 予算の総額を、それぞれ45億814万8,000円にするものであります。

歳入の主なものは、寄附金減額1億970万円、町債減額4,110万円、国庫支出金減額1,435万2,000円、財産収入増額1,401万円、諸収入増額363万3,000円、地方特例交付金増額159万9,000円等であります。

歳出の主なものは、災害復旧費減額3,653万9,000円、教育費減額2,680万8,000円、総務費減額1,996万4,000円、民生費減額1,781万5,000円、農林水産業費減額1,403万円、予備費増額76万7,000円、諸支出金増額26万7,000円等であります。

次に、議案第2号。議案第2号は、平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第5号) であります。

補正予算第5号は、予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,394万円を減額し、予算の総額を、それぞれ7億2,701万円にするものであります。

歳入の主なものは、県支出金減額6,892万1,000円、繰入金減額1,473万1,000円、国民健康保険税減額360万円、繰越金増額4,268万9,000円、諸収入増額62万3,000円等であります。

歳出の主なものは、保険給付費減額6,850万円、予備費増額2,456万円であります。

次に、議案第3号。議案第3号は、平成30年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)であります。

補正予算第6号は、予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,760万円を減額し、予算の総額を、それぞれ1億4,913万4,000円にするものであります。

歳入は、町債減額3,800万円、繰入金減額40万円、諸収入増額70万円、使用料及び手数料増額10万円であります。

歳出は、簡易水道費減額3,760万円であります。

次に、議案第4号。議案第4号は、平成30年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第6号)であります。

補正予算第6号は、予算の総額に、歳入歳出それぞれ26万円を追加し、予算の総額を、それぞれ2億384万円にするものであります。

歳入は、分担金及び負担金増額16万円、使用料及び手数料増額10万円であります。

歳出は、予備費増額16万円、公共下水道費増額10万円であります。

次に、議案第5号。議案第5号は、平成30年度木城町介護保険特別会計補正予算(第5号) であります。

補正予算第5号は、保険事業勘定の予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,193万 8,000円を減額し、予算の総額を、それぞれ7億3,384万円にするものであります。

保険事業勘定の歳入の主なものは、支払基金交付金減額1,369万円、国庫支出金増額97万8,000円、保険料増額49万9,000円等であります。

歳出は、保険給付費減額1,147万7,000円、地域支援事業費減額163万円、基金積立 金増額97万8,000円等であります。

次に、議案第6号。議案第6号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

木城町が木城町総合交流センターを建設するに当たり、平成21年度に木城町中央公民館を解体した際、同公民館内に所蔵されていました、故長友和吉氏から預託された生活資料類を廃棄したことについて、相続人の東正一郎氏との和解及び損害賠償の額を定めることについては、不適

切な取り扱いを深く陳謝した上で、損害賠償の額は3万円で和解するものであります。

次に、議案第7号。議案第7号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

木城町が、木城町総合交流センターを建設するに当たり、平成21年度に木城町中央公民館を解体した際、同公民館内に所蔵されていました、故長友和吉氏から預託されました生活資料類を廃棄したことについて、相続人の東正仁氏との和解及び損害賠償の額を定めることについては、不適切な取り扱いを深く陳謝した上で、損害賠償の額は3万円で和解するものであります。

次に、議案第8号。議案第8号は、木城町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴い、引用する条文が変更になるため、本町の条例についても改正するものであります。

次に、議案第9号。議案第9号は、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について であります。

道路占用料については、昭和57年以降、固定資産評価額や道路価格等に係る九州各県の平均 値をもとに算定された九州統一の単価を採用しており、今回の九州統一の単価の改定にあわせて、 道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第10号。議案第10号は、木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例の制定についてであります。

昭和38年度建設の石河内住宅1棟の4戸につきましては、耐用年数が経過し、取り壊しを行ったため、木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号。議案第11号は、木城町簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

学校教育法の一部を改正する法律等の施行及び技術士法施行規則の一部改正に伴い、水道法施行規則の一部改正がありましたので、木城町簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号。議案第12号は、木城町消防団員に係る消防功労金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

現在の条例は、25年以上勤務した者で、国家公務員法第2条第2項に定める一般職の国家公務員及び地方公務員法第3条第2項に定める一般職の地方公務員について、消防功労金を減額支給しています。

総務省消防庁が公表しています消防白書において「消防団の処遇改善については十分配慮し、 改善していく必要がある」と明記されております。また、宮崎県内においても、国家公務員及び 地方公務員を対象とする支給額の減額を行っている市町村がないことから、今回、改正を行うものであります。

次に、議案第13号。議案第13号は、木城町愛の牛乳給食支給条例を廃止する条例の制定についてであります。

愛の牛乳給食支給事業につきましては、ひとり暮らしの高齢者に牛乳を支給し、高齢者の健康 増進及び日常生活の状況を把握する目的で、昭和56年から実施してまいりました。しかしなが ら、平成12年からの介護保険事業における介護サービスの充実や独自に実施しています介護予 防・生活支援サービス事業の拡充等により、現在の利用者が同等以上のサービスを複数利用して おります。

近年の利用対象者の減少、同等のサービスとの公平性や日常生活状況の把握という目的が満たされていることから、木城町愛の牛乳給食支給条例を廃止し、今年度をもって同事業を廃止するものであります。

次に、議案第14号。議案第14号は、平成31年度木城町一般会計予算であります。

平成31年度予算は、歳入歳出それぞれ38億8,200万円を年間予算として編成し、前年度予算39億4,800万円に比較し1.7%の減となりました。

歳入の性質別財源の割合では、自主財源が29億8,490万9,000円で、予算総額の76.9%を占め、依存財源は8億9,709万1,000円で23.1%となっています。

自主財源は、町税、寄附金、繰入金、使用料及び手数料、分担金及び負担金等が主なものであります。依存財源は、国県支出金、地方交付税、地方消費税交付金、地方譲与税等であります。

歳出の性質別割合では、義務的経費 4 0.1%、一般行政経費 5 6.5%、投資的経費 3.4% となっています。費目ごとの、歳入歳出予算の概要につきましては、別添資料「平成 3 1 年度一般会計予算概要」のとおりであります。

次に、議案第15号。議案第15号は、平成31年度木城町国民健康保険事業特別会計予算で あります。

平成31年度予算は、歳入歳出それぞれ7億2,000万円を年間予算として編成し、前年度 予算7億6,000万円に比較し5.3%の減となりました。

歳入の主なものは、県支出金4億8,113万3,000円、国民健康保険税1億5,191万6,000円、繰入金7,037万4,000円等であります。

歳出の主なものは、保険給付費 4 億 7, 1 9 1 万 7, 0 0 0 円、国民健康保険事業費納付金 1 億 9, 0 7 3 万 6, 0 0 0 円、総務費 2, 5 3 5 万 7, 0 0 0 円等であります。

次に、議案第16号。議案第16号は、平成31年度木城町簡易水道事業特別会計予算であります。

平成31年度予算は、歳入歳出それぞれ1億5,900万円を年間予算として編成し、前年度 予算1億5,500万円に比較し2.6%の増となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料8,076万4,000円、繰入金3,822万7,000円、町債3,800万円等であります。

歳出の主なものは、簡易水道費1億3,628万4,000円、公債費2,084万8,000円 等であります。

次に、議案第17号。議案第17号は、平成31年度木城町下水道事業特別会計予算であります。

平成31年度予算は、歳入歳出それぞれ、1億9,300万円を年間予算として編成し、前年度予算1億8,400万円に比較し4.9%の増となりました。

歳入の主なものは、繰入金1億5,709万7,000円、使用料及び手数料3,199万3,000円等であります。

歳出の主なものは、公債費1億1,389万5,000円、公共下水道費7,719万7,000円等であります。

次に、議案第18号。議案第18号は、平成31年度木城町介護保険特別会計予算であります。 平成31度予算は、保険事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ7億2,500万円とし て編成し、前年度予算7億100万円に比較し3.4%の増となりました。サービス事業勘定は、 歳入歳出それぞれ1,200万円として編成し、前年度予算1,000万円に比較し20%の増と なりました。保険事業勘定の歳入の主なものは、国庫支出金1億8,722万9,000円、支払 基金交付金1億8,285万1,000円、繰入金1億4,899万2,000円、保険料1億 1,163万4,000円等であります。

歳出の主なものは、保険給付費6億3,189万6,000円、地域支援事業費4,972万1,000円、総務費3,977万3,000円等であります。サービス事業勘定の歳入の主なものは、繰入金703万4,000円、サービス収入495万1,000円等であります。

歳出の主なものは、サービス事業費791万円、総務管理費285万円等であります。

次に、議案第19号。議案第19号は、平成31年度木城町後期高齢者医療特別会計予算であります。

平成31年度予算は、歳入歳出それぞれ7,300万円を年間予算として編成し、前年度予算7,400万円に比較し1.4%の減となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3,750万9,000円、繰入金3,479万7,000円等であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金6,425万2,000円、総務費805万

6,000円等であります。

次に、議案第20号。議案第20号は、木城町石河内活性化センターの指定管理者の指定についてであります。

指定期間の満了及び指定管理者の更新に伴い、指定管理者となる団体、指定の期間等について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、指定管理者となる団体は「いしかわうち」で、指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までであります。

次に、議案第21号。議案第21号は、石河内テニスコートの指定管理者の指定についてであります。

指定期間の満了及び指定管理者の更新に伴い、指定管理者となる団体、指定の期間等について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、指定管理者となる団体は「いしかわうち」で、指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までであります。

次に、議案第22号。議案第22号は、木城町中八重緑地公園の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の管理について、木城町中八重緑地公園につきましては、指定管理者制度を導入することにしましたので、指定管理者となる団体、指定の期間等について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、指定管理者となる団体は「いしかわうち」で、指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までであります。

次に、議案第23号。議案第23号は、木城町ピノッQ館の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の管理について、木城町ピノッQ館につきましては、指定管理者制度を導入することにしましたので、指定管理者となる団体、指定の期間等について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、指定管理者となる団体は「いしかわうち」で、指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までであります。

次に、議案第24号。議案第24号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のための働き方改革が進められているところですが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、民間労働法制では、時間外労働の上限規制等が導入され、平成31年4月から施行されることになっています。本条例は、これに伴い、国家公務員、地方公務員にお

いても、同様の措置を講じることとなったことから、所要の改正を行うものであります。

最後に、諮問第1号。諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、これが侵犯された 場合は、その救済のため、速やかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に 努めることを使命としています。

現在、委員として活躍されています黒木逸郎氏が、本年6月30日をもって任期満了となりますが、再度、委員として黒木逸郎氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。なお、委員の任期は3年間となっています。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、可決及 び適任をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長(黒木 泰三) 町長の提案理由説明が終わりました。

ここで、10分間の休憩をいたします。

○議長(黒木 泰三) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第30.予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

○議長(黒木 泰三) 日程第30、予算審査特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議案第14号平成31年度木城町一般会計予算から、議案第19号平成31年度木城町後期高齢者医療特別会計予算は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) ご異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第19号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。委員には眞鍋博君、神田直人君、中武良雄君、後藤和実君、渕上三月君、原博君、山田秋吉君、内田重則君、そして私、黒木泰三を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) ご異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会の委員は、先ほど会議に諮って指名しました9名を選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により、予算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長を 互選していただきますので、暫時休憩といたします。

午前10時11分休憩

# 午前10時12分再開

○議長(黒木 泰三) それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。 予算審査特別委員会委員長に神田直人君、副委員長に中武良雄君が互選されました。

# 日程第31. 委員会付託の省略

○議長(黒木 泰三) 日程第31、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第7号、議案第20号から議案第23号及び諮問第1号に至る議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第7号、議案第20号から議案第23号及び諮問第1号に至る議 案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

# 日程第32. 議案に対する質疑

○議長(黒木 泰三) 日程第32、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第1号から諮問第1号に至る議案の1議案ごとの質疑を行います。

まず、議案第1号から議案第7号、議案第20号から議案第23号及び諮問第1号に至る議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしましたので、議案第1号から議案第7号、議案第20号から議案第23号に至る議案は日程を繰り上げ、質疑、討論、採決までとし、採決は起立によることといたします。なお、審議順につきましては、議案第6号及び議案第7号を最初といたします。また、諮問第1号の議案については、質疑を行い、討論、採決は最終日に行うことといたします。

次に、議案第8号から議案第19号及び議案第24号に至る議案については、総括質疑といた

します。

まず、議案第6号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。議案6号に対する質疑はありませんか。1番、眞鍋博君。

- ○議員(1番 眞鍋 博君) 現在、今回2名の和解ということで、前回は7名まで和解された ということで、解決に向けて順調に進んでいるのではないかなと思っております。これまでの和 解に対しての弁護士費用と、和解金の金額がわかれば教えていただきたいと思います。
- 〇議長(黒木 泰三) 教育課長。
- **〇教育課長(西田 誠司君)** 今までの6月の議会を受けまして、7名の方と既に和解契約を締結しております。その方々の和解賠償金につきましては、6月補正で可決をいただきました21万円をお支払いしております。

また、弁護士費用としましては、30年度新たにまた契約を締結しまして、この7名分の解決金ということで29万1,666円をお支払いしております。

これまでについては以上です。

- 〇議長(黒木 泰三) 1番、眞鍋博君。
- ○議員(1番 眞鍋 博君) 和解金が約21万円ということで、弁護士費用29万円、同僚議員の一般質問に対して、町長がこの和解金並びにこのかかった弁護士費用を責任持って処理されるということで、私は理解しているのですが、間違いないでしょうか。
- 〇議長(黒木 泰三) 町長。
- ○町長(半渡 英俊君) 先ほどの発言内容につきましては、この故長友和吉様の生活資料類ではなくて、私が申し上げたのは、はっきりしておきたいと思いますが、故長友喜壽郎様の「よろい」の件について、そういった発言をしております。
  以上です。
- ○議長(黒木 泰三) 1番、眞鍋博君。
- ○議員(1番 眞鍋 博君) 再度確認します。では長友喜壽郎様の件に関しては、第3者委員会の結果をもとに責任をとられて、今回またこの和解金に関しては、第3者委員会も開いて対象者が出ているが、この分に対しては、支払いは行われないということでよろしいでしょうか。行政が払うということでいいでしょうか。
- 〇議長(黒木 泰三) 町長。
- ○町長(半渡 英俊君) ここは、一緒にくくるのではなくて、それぞれ事情が違うのです。文化 財の廃棄という部分では一緒でありますが、例えば長友喜壽郎様の分につきましては、私どもは 預託されていないと、あくまでも寄附ですよと、寄附か単に寄附行為があったものという認識の もとで、解決の道を探っていましたができなくて、お互いに裁判に訴えてどちらが正しいでしょ

うかという中で、東京地方裁判所が和解案を示してしたということであります。

それにつきましては、もう一度繰り返しますが、私は私なりにやっぱり町長としての最高責任 者は私でありますので、責任をとりたいということで発言をしていますし、また、かかわった職 員についても処分をいたしました。

それから、弁護士費用は払う必要はありませんので、いわゆる賠償金額については、職員以外 は処分をしましたので、職員以外の分については、こちらのほうからお願いをいたしまして、賠 償金相当額をお支払いできませんかというお願いをして、そのように対応をしてきているという ことであります。

この故長友和吉様の生活資料については、まだ今係争中でありまして、今交渉代理人は弁護士さんにお願していますが、あくまでも和解に向けて解決をしていく。

それから、一番違うのは、故長友和吉様が、はっきりと預託をされていると。預託をされていたのに、木城町が預かったものを無断廃棄していますので、非はうちに100%あると思っています。そういった対応が、責任の所在も含めてしなくてはいけないものだと思っています。今のところは途中でありますので、軽々に言うことはできません。先ほどの7名の方のうち5名が、まだ未解決であります。多分、これについては、和解の道は難しいのではないかなと思っております。やっぱり何らかの形での解決策を探りながら。一つは裁判という手もあるでしょう。いろんな解決策を見出して、解決をしていきたいと思います。また、そういうことが見えた時点で、それなりの責任のとり方というのを、もう1回私なりに考えてみたいと思います。

以上です。

**○議長(黒木 泰三)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより、討論、採決を行います。なお、採決は起立によることといたします。 本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**〇議長(黒木 泰三)** 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

議案第7号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 質疑なしと認めます。

これより、討論、採決を行います。なお、採決は起立によることといたします。 本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(黒木 泰三) 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- ○議長(黒木 泰三) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。
  次に、議案第1号平成30年度木城町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。
  これより質疑を行います。議案第1号に対する質疑はありませんか。8番、原博君。
- O議員(8番 原 博君) 6ページです。

繰越明許費の8項目上がっていますが、繰り越しとなった特別な理由とは何だったのか説明を お願いします。

- 〇議長(黒木 泰三) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(渕上 達也君) まず、被災者農業者向け経営体育成支援事業というのは、台風 24号被害による国、県からの補助を受けて、被災者にその災害を受けた分の補助を行う事業で ありますが、これにつきましては、県の予算そのものが繰り越し財源となりましたので、歳出に 伴いまして、本町におきましても繰り越しになるということで、繰り越し財源としております。

それから、農村地域防災減災事業(比木ため池改修工事)でありますが、これにつきましては、順調に工事を進めてきたところでありますが、台風24号等による降雨、それからこの1、2月に入ってからの降雨によりまして、ため池の底盤といいますか、そこのところがなかなか固まることがなくて、泥が安定しないということによる繰り越しということでございます。

それから、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業といいますのは、今回の補 正にも上げておりますが、井上林産がグラップル付のトラックを国の補助を受けて購入をすると いうのが、31年度の予算で申請する予定でありましたが、30年度の補正財源で国が認めるか もしれないということになりましたので、3月補正で上げさせていただいて、執行については繰 り越すということでございます。

以上です。

- 〇議長(黒木 泰三) 環境整備課長。
- ○環境整備課長(押川 道彦君) 環境整備課関係でございますが、土木費関係でございます。道路橋梁費関係で、改良工事分でございます。中川原田畑線の改良に伴うものでございます。現在、用地交渉等を行っているところでございますが、一部に登記が済んでいない部分がございまして、今調整されておりますので、その部分等におきまして、期間内に工事発注等が、ちょっと難しい関係がございますので、繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、平成30年発生道路災害復旧事業関係でございます。これにつきましては、国の 災害補助関係でございます。現在査定を受けまして発注をしているところでございますが、全部 で9路線ございまして、年度内に完成が困難なため、繰り越しをお願いするものでございます。 続きまして、平成30年発生道路災害復旧事業(単独分)でございますが、国の災害復旧にあ わせまして、町のほうの部分も行いますので、あわせて繰り越しをお願いするものでございます。 以上でございます。

- 〇議長(黒木 泰三) 産業振興課長。
- O産業振興課長(渕上 達也君) 続きまして、災害復旧費の3番でございますが、中之又吐合線・渡川尾八重線林道災害復旧工事につきましては、台風24号において、道路が決壊した部分でありますが、農林水産省の査定を受けまして、ようやく本年になりまして入札が終わった状況で、本年中に復旧が困難であるために繰り越しをするものであります。 以上です。
- 〇議長(黒木 泰三) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(中井 諒二君) 諸支出金の普通財産取得費でございますが、下萩原地区災害復旧工事に伴う用地購入事業26万7,000円でございますが、これは台風24号の災害によりまして、旧愛生園の土地でございましたが、この斜面のほうが崩壊しているということで、その用地につきまして、民有地でございますので、この用地買収が3月中にまだできないということでございますので、繰り越しをさせていただきたいと思います。
- 〇議長(黒木 泰三) 8番、原博君。
- ○議員(8番 原 博君) 31ページの一般寄附金のふるさと納税ですが、1億 1,000万円減、見込みと大きく違った理由について。それと33ページの過疎対策事業債の 3,400万円減、これも最初の見込みと大きく違った理由について説明をお願します。
- **〇議長(黒木 泰三)** まちづくり推進課長。
- **○まちづくり推進課長(吉岡 信明君)** 一般寄附金を、今回1億1,000万円減額をしております。これにつきましては、当初予算、現予算ですが5億円を計上しておりますけれども、ご存じのとおり昨年の11月、総務省のほうから通達等がございまして、1つは返礼率を3割以下と

地場産以外の返礼品については取り扱いできないということの通知がございました関係で、その影響で極端に落ち込んでまいりまして、今のところ本年度見込みですけれども3億9,000万円の収入見込みとしておりますので、その差額分の161,000万円を今回減額するものでございます。

それと、過疎対策でございますけれども、これは中八重緑地公園の浄化槽の取り替え工事を本年度行っておりますけれども、それに過疎債を400万円充てておりますが、工事費が550万円ほど減額いたしますので、その分の過疎債分を400万円減額しているものでございます。

- 〇議長(黒木 泰三) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(中井 諒二君) ただいまの過疎対策事業債の減額でございますが3,400万円の減額ということでございます。これにつきましては、先ほどまちづくり推進課長のほうからありましたとおり、この過疎対策事業費の対象の事業を中八重緑地公園の浄化槽の設置工事、それから福祉センターのLED化工事、それから町道溜水田神線の舗装工事、それからトレーニングセンターのアスベスト除去工事、この事業に充当しておりますので、これら事業費につきまして、執行残といいますか工事費が減額になったということで、入札等により下がりまして、過疎債も減額をしております。

以上でございます。

- 〇議長(黒木 泰三) 8番、原博君。
- ○議員(8番 原 博君) なかなか見込みをするのは難しいと思いますが、余りにも大きくならないような対策をお願いしたいと思います。
- 〇議長(黒木 泰三) 2番、神田直人君。
- ○議員(2番 神田 直人君) 先ほどの質問とダブるのですが、31ページ、企業版ふるさと納税寄附金というものの内容について教えていただきたいと思います。
- 〇議長(黒木 泰三) まちづくり推進課長。
- **○まちづくり推進課長(吉岡 信明君)** 一般寄附金のうちに、企業版ふるさと納税30万円でございますが、これは1社分、福岡の会社で東亜建設技術株式会社のほうから、本年度寄附金をいただきました。その分が30万円でございます。
- O議長(黒木 泰三) 10番、内田重則君。
- ○議員(10番 内田 重則君) 7ページをお開きください。

債務負担行為の中の公用車リースと上がっております。これは、今の段階で何台なのか。 それと、極力この公用車のリースについては、極力改善しますというようなことも申されておりますけれども、そういう考えをお聞かせいただきたいと思います。

〇議長(黒木 泰三) 総務財政課長。

○総務財政課長(中井 諒二君) 現在の町が所有していますリースの公用車につきましては、 2台でございます。この分につきましては、ステップワゴンという車がありますが、これにつき まして平成18年からリースをしております。もう12年たっておりますので、故障も出てきて いるということで、この更新をいたしたいと思います。

今後も、リースにつきましては、買い取りリースという形でしておりますので、リースを5年間した後は、再リースではなく、それが町の所有になるということで、今ではそういう改善をいたしております。

以上でございます。

- ○議長(黒木 泰三) ほかに質疑はありませんか。3番、中武良雄君。
- ○議員(3番 中武 良雄君) 8ページ、9ページです。債務負担行為で施設管理が今度「いしかわうち」ということで4つが一緒になるような形になるわけですが。まだ決まっておりませんけれども。これで大体年間で、4つの施設あわせると2,072万円の金がかかってくるわけですが、これ今現在、ここの施設、4施設使って、大体1年間にどれくらいの収益金があって、人権費が大体どれくらいかかっているのか。

それと、交流人口。施設でどれぐらい活用人数が年間で、4つの施設であるのかを、わかれば ちょっと教えていただきたい。

- **〇議長(黒木 泰三)** まちづくり推進課長。
- **Oまちづくり推進課長(吉岡 信明君)** 申しわけありません。収益のほうがちょっと手元にございませんので、また後日お願いしたいと思います。経費のほうでございますけれども、30年度の予算ベースですが、4施設の合計でいいでしょうか。4施設、石河内活性化センター、それからテニスコート、中八重緑地公園、ピノッQ館の合計の費用としましては2,091万4,636円ということで、本年度でございます。

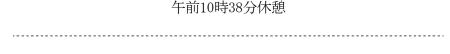
それで、今度、指定管理になります、上程していますけれども、そうなった場合に4施設の経費としまして2,072万9,000円ということになりまして、30年度の予算と31年度のこの指定管理比較すると、若干19万円ほどは、経費的には削減をされているということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(黒木 泰三) 3番、中武良雄君。
- ○議員(3番 中武 良雄君) 今、経費が2,070万円ぐらいかかると、要するに金をいただいて、収益にする部分が、そのあたりがどれぐらい入るのか。そのあたりがあると、予算的には余ってくる可能性あるわけです。そのあたりをもうちょっと精査していただいて、今後活用していただきたいなと思っております。

それから、31ページの不動産売払収入です。これちょっと私の聞き漏れでしたらあれですが、 527万4,000円あります。これはどこの場所かをちょっとお聞きしたいのですが。

- 〇議長(黒木 泰三) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(渕上 達也君)** その他不動産売り払い収入については、国有林の木城との部分 林が7対3の割合ですけれども、川原地区、木寺の上のほうですが、そちらのほうの売買を行わ れましたので、その入札における7対3で7割が木城に入ってくるというものでございます。 以上です。
- ○議長(黒木 泰三) ほかに、8番、原博君。
- ○議員(8番 原 博君) 先ほどの収益の分ですが、採決するのであれば、今日中に分かったほうがいいのではないですか。一遍休憩してから。どうですか。
- 〇議長(黒木 泰三) まちづくり推進課長。
- **○まちづくり推進課長(吉岡 信明君)** それにつきましては、早速調べまして、今日中に報告を させていただきたいと思います。
- ○議長(黒木 泰三) 暫時休憩いたします。



#### 午前11時10分再開

- ○議長(黒木 泰三) それでは、休憩を閉じまして再開をいたします。 まず、説明をお願いいたします。まちづくり推進課長。
- **○まちづくり推進課長(吉岡 信明君)** どうもすみません。申しわけありませんでした。

今、お手元に配付しました決算報告書をご覧いただきたいと思います。決算報告の中の損益計算書をご覧いただきたいと思います。これは「いしかわうち」ということで、各施設が入っていますので、若干ちょっとわかりにくいところもあるかもしれません。

まず、売上高のほうですが、「いしかわうち」の売上高517万8,486円ということで、この分が、石河内活性化センターの宿泊関係の収入でございます。それから、レストラン関係で46万6,240円がレストランの売上高になっております。それから、お弁当の売上高として97万1,850円。それから、テニスコートでございます。テニスコートの使用料は32万2,300円となっております。

それから、鹿遊茶屋食堂の売り上げが772万円ほど。それから、鹿遊茶屋売店の売り上げが56万円ほど。それから、鹿遊茶屋外販の売り上げが45万7,911円。このような収入の状況となっております。

それから利用状況でございます。お手元の資料に石河内活性化センター、それからテニスコー

ト、中八重緑地公園、ピノッQ館の利用状況、平成26年度からの分です。平成29年度を見ますと、石河内活性化センターの宿泊者が1,438人です。宿泊団体として52団体。体育館の利用者が912人。それからレストランの使用者が399人。それから、テニスコートでございますけれども、利用者が2,234人、団体としまして213団体でございます。

それから、中八重緑地公園でございますけれども、利用者等が3万8,488人と、それから、ピノッQ館につきましては、来館者としまして1万9,396人ということです。平成30年につきましては、一番右です。12月までの集計しかできておりませんが、大体、平成29年度を上回るような人数になるのではないかと思っております。

以上でございます。

○議長(黒木 泰三) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより議案第1号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**〇議長(黒木 泰三)** 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第2号に対する質疑はありませんか。8番、原博君。

- ○議員(8番 原 博君) 11ページです。県支出金の普通交付金ですか、6,850万円。 これはなぜ、これだけ減らされたのか、理由がわかればお願いします。
- 〇議長(黒木 泰三) 町民課長。
- ○町民課長(萩原 一也君) ただいまお問い合わせの普通交付金でございますが、この普通交付金といいますのは、毎月医療機関に支払う医療費ですね。この分を県のほうから普通交付金としていただいて、医療費を支払うという形になっております。

したがいまして、今年度、当初予想しておりました医療費が下がってきております。毎月支払 う医療費が下がってきたという関係で、普通交付金も下がったという形になります。 以上です。 ○議長(黒木 泰三) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより議案第2号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに替成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(黒木 泰三) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成30年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)を議題といた します。

これより質疑を行います。議案第3号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 質疑なしと認めます。

これより議案第3号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(黒木 泰三)** 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**〇議長(黒木 泰三)** 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成30年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第6号)を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第4号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 質疑なしと認めます。

これより議案第4号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒木 泰三) 賛成の討論はありませんか。

### [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

# [賛成者起立]

○議長(黒木 泰三) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成30年度木城町介護保険特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第5号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 質疑なしと認めます。

これより議案第5号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

**〇議長(黒木 泰三)** 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号木城町石河内活性化センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。議案第20号に対する質疑はありませんか。8番、原博君。

- O議員(8番 原 博君) この指定については、公募とかはされたのですか。
- 〇議長(黒木 泰三) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(中井 諒二君) 木城町石河内活性化センターにつきましては、公募によらない 方法でいたしました。公募しておりません。
- 〇議長(黒木 泰三) 8番、原博君。
- O議員(8番 原 博君) 理由について、説明をお願いします。
- 〇議長(黒木 泰三) 副町長。
- **○副町長(横田 学君)** 公募によらなかった理由はなぜかということでございますが、ご案内のとおり、条例のほうに、木城町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例というのを制定しておりますが、そちらの中、第5条に、公募によらない指定管理者の候補者の選定等について定めがあるわけであります。

内容につきましては、町長は次の各号の1に該当すると認めるときは、公募によらず、候補者として選定することができる。その第1号の中に当該施設の性格、規模、機能等によって、公募することが適さないということで、今回、非公募という手続をとらせていただいております。 以上であります。

○議長(黒木 泰三) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより議案第20号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(黒木 泰三) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号石河内テニスコートの指定管理者の指定についてを議題といたします。 これより質疑を行います。議案第21号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 質疑なしと認めます。

これより議案第21号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒木 泰三) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**〇議長(黒木 泰三)** 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号木城町中八重緑地公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。 これより質疑を行います。議案第22号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 質疑なしと認めます。

これより議案第22号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(黒木 泰三) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号木城町ピノッQ館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。議案第23号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒木 泰三) 質疑なしと認めます。

これより議案第23号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(黒木 泰三) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。諮問第1号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(黒木 泰三) 質疑なしと認めます。

続いて、議案第8号から議案第19号及び議案第24号に至る議案に対する総括質疑を行います。

まず、議案第8号木城町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第8号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第9号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついてを議題といたします。

議案第10号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号木城町簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第11号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(黒木 泰三) 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号木城町消防団員に係る消防功労金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第12号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(黒木 泰三) 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号木城町愛の牛乳給食支給条例を廃止する条例の制定についてを議題といた します。

議案第13号に対する総括質疑はありませんか。7番、渕上三月君。

○議員(7番 渕上 三月君) この愛の牛乳給食支給を廃止するということですけれども、最近 利用人数が減っているということですが、利用者は何名ぐらいいたのでしょうか。

それと、この愛の給食の条例の中に、「第3条、この条例に定める牛乳の支給対象となる者は、 木城町の区域内に住所を有するひとり暮らしの老人とする」とありますね。で、ひとり暮らしで あっても、家族がそばにいる場合は支給されていなかったというように聞いておりますが、その 点についてもお願いします。

- 〇議長(黒木 泰三) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(小野 浩司君) まず、現在の利用人数ですが、11名になっております。条例、 また、規則に基づきます対象者につきましては、言われますように、ひとり暮らし高齢者という ことになっております。
  - 一応牛乳を飲まれるということを希望するというところが、実質的にその牛乳を配っていると

いうところに健康増進の意味があります。年々減少してきていることは事実であります。ひとり暮らし高齢者が増えていますけれども、牛乳を希望するか否かという点に基づいては、減少してきているのかなというように今の段階では判断しております。

- O議長(黒木 泰三) 7番、渕上三月君。
- ○議員(7番 渕上 三月君) この配付されていた地域ですが、平たん部に限られていたのではないかと思うのですが。石河内くらいまでは行っていたかもしれませんが、中之又には配付されていなかったのではないでしょうか、どうでしょうか。
- 〇議長(黒木 泰三) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(小野 浩司君) 現在の、まず11名ですが、10名が平たん地区の方で、1名 石河内地区の方が受けられております。中之又地区につきましては、従前は、牛乳ではなくてヤ クルトを配付していた。この事業の中でヤクルトを配付していたという経緯があります。そちら のほうは、ヤクルトの配付はもう中断をしているという状況で、現在は、石河内地区までを牛乳 として配っているという状況であります。
- O議長(黒木 泰三) 7番、渕上三月君。
- ○議員(7番 渕上 三月君) 数が減ってきているということもあるのですが、ほかにいろんな福祉サービスで、高齢者対象の無事確認をする手だてがたくさんある、ほかに方法があるということで、これを廃止ということは私も理解しています。

木城町は、非常にこういう高齢者福祉の面で、ほかの地域に比べたらとても恵まれているなというような実感を持っております。ほかの手だてで安否確認を含め、高齢者の方々にサービスが行き届くことを願っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

- 〇議長(黒木 泰三) 3番、中武良雄君。
- ○議員(3番 中武 良雄君) この愛の牛乳、私も一般質問で何回かさせていただいたことがあるのですが。福祉で介護認定を受ければ、いろんな形のサービスが受けられるのですが、要するに、介護認定を受けられない、まあそこそこ健康な方で、そのかわり、ひとり暮らしで、余り外に出たがらないとか、いろんな人がいらっしゃいます。

近年でも、若い人でも自殺されている方が、木城でも何名か、中之又にもいらっしゃいました。そういう形で、一人で暮らしていて自殺者も出ている。そういった現状を考えると、やっぱりこの愛の牛乳――まあ牛乳に限らず、ヤクルトという話もありましたけれども。これにかわる何かができてくれるのであれば私はいいのですが。そうでなかったら、弱者対策というか、こういったものをなくすのは――町長からもさっき話がありましたけれども、ちょっと私は、木城町はちょっとまずいなと。こういう政策をとっていたら、私はちょっと寂しい気がしました。このあた

りをもうちょっと考えていただいて、継続のほうでなにかお願いしたいと思います。

- 〇議長(黒木 泰三) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(小野 浩司君) まず、ひとり暮らしの訪問事業については年々強化をしておりますし、回数も増やしております。先ほどの渕上議員の質問にもありましたように、やはりこの事業については、牛乳を飲むという、希望するというところがセットになっておりますので、ひとり暮らしの見守りを強化するという手段の一つでもあるのですが、そこで元気な高齢者の方が牛乳を希望されなければ、この事業を受けないということになりますので、一応考え方としては、健康増進に係る牛乳の配付そのものと、ひとり暮らしの見守りの強化というものは、切り離して考えていくべきではないかと判断したところであります。

したがって、今回、平成31年度当初予算のほうにも関連予算を計上しておりますが、今、地域見守りは包括支援センターが中心で行っております。地域協力員を来年度から設けさせていただいて、より、ひとり暮らしの人に訪問回数を増やせるような仕組みづくりをしていきたいというように思っております。その他、安心サポート事業とか、緊急通報の関係、そういった事業も、もう40件近くに増えております。そういったもろもろのサービスを使いながら、ひとり暮らしの方には充実した形でサービス提供していければいいのではというように思っております。

- 〇議長(黒木 泰三) 3番、中武良雄君。
- ○議員(3番 中武 良雄君) 私はこれが廃止になったいきさつに、ひょっとするとその配達する――昔は民生委員の方が配っていたと聞きましたが、今は業者の方が配っていらっしゃいます――この業者が「もう大変だからやめておくわ」と、そういう形でやめるのかなと思っていたのですけれども、業者の方は、逆に「なぜ、これをなくすのか」という声を聞きました。やっぱり、業者の方がまだ配達をしていただけるのであれば、それに甘んじて、この配達は何らかの形で続けていただくように考えてほしいと思います。

以上です。

○議長(黒木 泰三) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒木 泰三) 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第14号平成31年度木城町一般会計予算を議題といたします。

議案第14号に対する総括質疑はありませんか。1番、眞鍋博君。

○議員(1番 眞鍋 博君) 予算の全体なのですが、前回29年度が43億1,000万円、 平成30年度が39億4,000万円、今年度が38億8,000万円ということで、町税が確実 に減ってきているなと思っています。去年が1.6%減、今回が3.1%減ということで。町税は 確実に減っていますが、今後高齢化率を考えると、民生費とかすごく上がってくると思います。 だから、今後、2030年が日本の高齢化のピークを迎えますけど、財政的にはやはり町税は減っていく、一方、民生費とかは増えていると。で、今回、民生費などもやっぱり11億円から13億円ということで、2億円ずつぐらい増えています。それに対して収入はちょっと期待できないのかなと思います。今回の事業に対して過疎対策事業債は、去年1億円ありましたけど、今回は、過疎対策事業債は行わないということで安心しました。財政調整基金に対しては、去年1億800万円ぐらい財政調整基金を入れていましたが、今年度は見込みとして4,000万円ということで、木城の財政もちょっとやりくりが苦しくなってきたのかなと思っております。

今後を迎えて、この町税が減る中で民生費などが増えていくという形で、新たな税収、財源は、 どういった形で確保していくのかを町長にお聞きしたいと思います。

# 〇議長(黒木 泰三) 町長。

○町長(半渡 英俊君) 財政状況ですが、今、眞鍋議員がおっしゃったとおりであります。歳入についてはご承知のように、特に町税の中でも大規模償却資産税が、年4、5%ずつ下がってきているのは確かであります。それにかわるものが、いわゆる需要額と収入の差を埋めるのが、わかりやすく言えば地方交付税等になってきます。ですから、地方交付税が単純に1,000万円減ったら1,000万円くるのではなくて、500万円とか400万円ですが、交付税が増えてくるという仕組みになります。

しかし、不交付団体のときには、国からのお金もらわなくてもよかったので、潤沢にお金があっていろんなものに使えたという部分があります。そういいながらも木城町の場合は、ある程度の財政規律というのをしっかり持ってやってきていますので、例えば29年度末でいきますと基金、貯金が55億円。それから借金の部分は約13億円。ほかの町になく優勢であります。ただ、厳しくなっていることは確かでありまして、それでは財源をどうするかといいますと、しっかりした財政規律を持つことが1つ。それから、先ほど申し上げましたように、行財政改革は常に念頭に置きながらしていかなくてはいけないというのが2つ目。それから3つ目は、やっぱり財源確保という意味では、ふるさと納税に力を入れて、その部分での税収を上げるというのがあります。

それから4つ目については、有利な借金といいましょうか、お金を借りることも一つの手だてであります。例えば過疎債でありますが、7割は交付税で戻ってきますので、交付団体になった以上は、この過疎債を使う手は一つの方法だと思います。借金でありますが、7割返ってきます。だから、極端に言えば3分の2の補助金を使って事業をするようなものでありますので、過疎地域のそういった有利な面を、生かしていくということは必要だと思っています。

で、不交付団体のときには、過疎債を使っても戻ってきません。ですが、今少しずつ、 5,000万円くらいもらっています。そういった意味でも過疎債を使うこととしています。 それから、基金については、できるだけ取り崩さないようにしています。継続的な、安定的な、よりよいまちづくりをする上では、貯金を持っていたほうがいいということ。それから、最近の自然災害等を見ますと、甚大化、頻発化もしていますので、いざというときの緊急の財政支出に備えなくてはいけないということで、ある程度、目的基金を持って積み立てをしているという状況であります。おっしゃったように、そのあたりを含めながらやっていきます。

ただ、私としては、一般的に言わせてもらうと、木城町の財政規模——日之影町は58億円というのが、今日の新聞でしたか、載っていました。本町よりか人口が少ないのですが、58億円、すごいなと思いました。

私も前の町長もそうでしたが、40億円を一般会計の財政規模という一つの目安をつくって、 それに基づいてやっているという状況であります。そういった観点から、今後も、眞鍋議員がおっしゃったような懸念を少しでも払拭するように、そして、町民の方々にとって、よりよいまちづくりになるような財政支出をしていきたいと思いますので、ご指導やご助言等をお願いしたいと思います。

以上です。

- 〇議長(黒木 泰三) 1番、眞鍋博君。
- ○議員(1番 眞鍋 博君) まさに私も、その町長の考えと一緒です。今後、事務的な借金と 貯金と、うまく調整しながらやっていく財政で、プラスふるさと納税という形をとりたいですけ れど、なかなか決められた40億円という予算を50億円ぐらいに上げて、新しく人を呼ぶため に、やっぱり新たな財源が必要と思うのです。だからその新たな財源ということに関して、具体 的にあれば、新たな財源というのを教えていただきたいと思います。
- 〇議長(黒木 泰三) 町長。
- **〇町長(半渡 英俊君)** 新たな財源という意味では、縛りもいろいろありまして、正直申し上げて、これといった新たな財源は浮かんでいないというのが正直なところであります。

今のところは、やっぱりふるさと納税かなという思いがしております。 以上です。

○議長(黒木 泰三) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第15号平成31年度木城町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。 議案第15号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号平成31年度木城町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。 議案第16号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号平成31年度木城町下水道事業特別会計予算を議題といたします。 議案第17号に対する総括質疑はありませんか。8番、原博君。

- ○議員(8番 原 博君) これまでにも繰入金が、多額の繰入金があっているわけですが、 今後、この繰入金をどのように持っていく考えか、町長に考えを伺います。
- 〇議長(黒木 泰三) 町長。
- ○町長(半渡 英俊君) 繰入金の問題につきましては、特別会計繰入金をしているわけでありますが、本来であれば、お尋ねの下水道事業でありますと下水道料金でもって全てが完結をすると、業務が完結するというのが理想であります。しかし、全然できていません。

歳入でもそうでありますが、全体の1億9,300万円のうち、入ってくる使用料は大方3,100万円、大体6分の1ぐらいしかないですね。あと6分の5、どうしましょうかということであります。で、繰入金がだめよということになれば、使用料を上げざるを得ません。ただ、それについては、なかなか町民理解が得られないというところがあります。

それから、特に負担を強いる場合は、そのサービスを受ける方、特定の方だけにその負担を強いていいのかという問題もあります。そういった意味では受益者負担も求めながら、ある程度一般会計から繰入金を入れて、サービスを受ける受益者の負担感を和らげるというのも必要だと思っています。

ただ、それにつきましては、どれくらいを繰入金でするかというのが問題になってきます。今回お示しをしていますように、例えば今年度の例でいきますと繰入金が1億5,700万円ほどでありますので、それが妥当かどうかは、この議会の中で、しっかりと議論をしていきたいと思っております。

ただ、私たちのほうといたしましては、1億5,700万円繰入金上げていますが、これで町 民理解、もちろん議員の皆さん方、議決権を持っていらっしゃいますので、議員の皆さん方の理 解も得なくてはいけないのですが、大体3分の1程度の使用料、手数料、受益者負担をいただい て、残りのほとんどを繰入金、税金を投入してはどうでしょうかという提案を申し上げていると ころであります。ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(黒木 泰三) 8番、原博君。
- **〇議員(8番 原 博君)** 質疑でありますので、意見は言えないのですが、できれば公平に、

町民全体が公平になるような形でお願いしたいと思っています。

この事業だけに、繰入金が――利用していない人たちもいるわけですから、それを含めて公平な形でお願いしたいと思っています。よろしく。

○議長(黒木 泰三) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第18号平成31年度木城町介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案第18号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号平成31年度木城町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。 議案第19号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第24号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第8号から議案第19号及び議案第24号に至る議案に対する総括質疑を終わります。

### 日程第33. 各常任委員会·特別委員会議案審査付託

○議長(黒木 泰三) 日程第33、各常任委員会・特別委員会議案審査付託を議題といたします。 お諮りいたします。第1回木城町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元 に各常任委員会・特別委員会付託議案審査日程表が配付してあります。このとおり、おのおのの 案件を各常任委員会・特別委員会に審査付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。 これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒木 泰三) ご異議なしと認めます。よって、議案第8号から議案第19号及び議案第24号に至る議案については、各常任委員会・特別委員会に審査付託することに決定いたしました。

# 日程第34. 散会

〇議長(黒木 泰三) 日程第34、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。明日2日から3日までは休会、4日月曜日は本 会議午前9時開議で一般質問となっています。

本日はこれで散会といたします。

議員の方は控え室にお願いいたします。

**○事務局長(河野 浩俊君)** 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前11時47分散会